

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年11月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年1月21日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象（主として平成30年度分）

総務部所管の財務に関する事務

- ・ 法務課
- ・ 総務課
- ・ 人事課
- ・ 安全衛生管理課
- ・ 契約課
- ・ 工事検査課
- ・ 庁舎管理課

選挙管理委員会事務局所管の財務に関する事務

固定資産評価審査委員会所管の財務に関する事務

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成30年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成27年12月10日から平成28年2月18日まで

《総務部》

- ・ 文書法規課 情報公開センター
- ・ 人事課
- ・ 安全衛生管理課
- ・ 契約課
- ・ 総務管理課
- ・ 工事検査課

《選挙管理委員会事務局》

《固定資産評価審査委員会》

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

総務部は条例、規則、文書、情報公開、職員、契約、工事の検査、庁舎の管理に関することなど、選挙管理委員会事務局は選挙の管理執行に関することなど、固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服の審査決定に関することな

どを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び旅費等の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 決裁の不備・誤りが発生するリスク	ア 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。 イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
2 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
3 検査・検収漏れが発生するリスク	ア 検査・検収は適正・確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。
4 過大支給・過少支給が発生するリスク	(1) 旅費の支出について
	ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
	(2) 臨時職員賃金の支出について
	ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務
- ④ その他の支出事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理
- ③ 債権の管理

5 監査の期間

平成30年10月11日（木）から同年11月29日（木）まで

II 事務の概要

総務部、選挙管理委員会事務局及び固定資産評価審査委員会の主な事務は次のとおりである。（越谷市組織規則等による。）

課 名	主 な 事 務
法務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会に関すること。 (2) 市の行政区域に関すること。 (3) 訴訟及び調停に関すること。 (4) 審理員に関すること。 (5) 条例、規則等の審査、制定及び改廃に関すること。 (6) 公告式に関すること。 (7) 法令及び判例の調査研究に関すること。 (8) 市例規集の編集、発行及び配布に関すること。 (9) 官報及び法令図書の管理に関すること。 (10) 行政委員会等の委員の任免に関すること。 (11) 交通事故等審査委員会に関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報公開制度に関すること。 (2) 個人情報保護制度に関すること。 (3) 文書の管理に関すること。 (4) 文書類の收受発送、集配等に関すること。 (5) 文書の印刷に関すること。 (6) 行政不服審査会に関すること。 (7) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。 (8) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。 (9) 公印の管守に関すること。 (10) 住居表示整備審議会に関すること。 (11) 自衛官の募集に関すること。 (12) 他の部課に属しないこと。
人事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の配置に関すること。 (2) 職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること。 (3) 職員の服務及び勤務条件に関すること。 (4) 職員の表彰に関すること。 (5) 職員研修に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 給与及び旅費に関する事。 (7) 報酬及び費用弁償に関する事。 (8) 特別職報酬等審議会に関する事。
安全衛生管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の労働安全衛生に関する事。 (2) 職員の健康管理及び健康相談に関する事。 (3) 公務災害補償に関する事。 (4) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。 (5) 職員の福利厚生に関する事。 (6) 被服等の貸与に関する事。 (7) 埼玉縣市町村職員共済組合に関する事(埼玉縣市町村職員共済組合負担金に関する事を除く。)
契約課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約業者の登録に関する事。 (2) 指名委員会に関する事。 (3) 工事請負契約に関する事。 (4) 工事中資材等の購入契約に関する事。 (5) 物品の購入契約に関する事。 (6) 印刷及び製本の請負契約に関する事。 (7) 委託契約に関する事。 (8) 賃貸借契約に関する事。 (9) 越谷市労働報酬等審議会に関する事。
工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種事業の工事検査に関する事。 (2) 優秀建設工事表彰審査委員会に関する事。 (3) 指定・主管部検査員の研修に関する事。
庁舎管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 庁舎の整備、管理及び取締りに関する事。 (2) 本庁舎の整備に関する事。 (3) 物品及び備品の管理等に関する事。 (4) 電話交換業務に関する事。 (5) 庁用自動車(作業自動車を除く。)の運行管理に関する事。 (6) 庁用自動車の任意保険及び火災保険に関する事。
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会その他各種会議に関する事。 (2) 選挙の管理執行に関する事。 (3) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。 (4) 裁判員・検察審査員候補者予定者名簿に関する事。 (5) 直接請求に関する事。 (6) 住民投票に関する事。 (7) 国民投票に関する事。 (8) その他選挙に関する事務。 (9) 事務局の庶務に関する事。
固定資産評価審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産評価審査委員会に関する事。 (2) 情報公開に関する事。 (3) 事務局の庶務に関する事。

Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、固定資産評価審査委員会所管の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

総務部及び選挙管理委員会事務局所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

（１）旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたものである。（選挙管理委員会事務局）

（２）委託契約において、委託料の支払金額に誤りのあるものがあった。

委託料の執行状況を確認したところ、受託者から提出された請求書の請求金額に誤りがあったが、記載された金額で支払処理をしたため委託料が過大に執行されていたものである。（安全衛生管理課）

【指導事項】

<収入事務>

- （１）収納事務において、会計規則どおりに納期限が定められていなかったもの。
（人事課）